



河南水道センター移転のお知らせ

大阪広域水道企業団 河南水道センター（河南町役場内）は、

令和7年4月1日に**移転**し、

（仮称）

南河内地域水道センターへ名称変更します。

〔移転先住所〕

太子町太子353-1
（板屋橋浄水場内）

〔電話〕

0721-98-5536
（現在の番号から変更となります）

〔営業時間〕

9時～17時30分
（土、日、祝日、年末年始を除く）

〔水道センターの統合〕

3つの水道センター（河南水道センター、太子水道センター、千早赤阪水道センター）を1つに統合します



水道センターへお越しいただくなくても、
各種手続き、料金のお支払いが可能です！

✓水道に関する手続（使用開始・中止、名義人変更）

○今までどおり、営業時間内は電話で簡単に手続きができます。
また、インターネットからは、24時間いつでも手続きができます。

✓水道料金のお支払い

○水道料金のお支払いは、**口座振替**が簡単！便利！
○納付書ではコンビニ、スマートフォン決済及び金融機関でお支払いできます。



お問い合わせ先

大阪広域水道企業団

河南水道センター

（令和7年3月31日まで）

☎0721-93-2500

■ 移転・統合の必要性について

Q：なぜ、水道センターの移転・統合が必要なの？

A：3つの水道センターを統合し職員を1か所に集約（移転）することで、より効率的な事業運営を行うことができ、漏水事故や地震等の突発的な事象が発生した場合に対しても今まで以上に迅速な対応を可能とするためです。

■ 水道料金や水道に関する手続きについて

Q：移転・統合に伴って何か手続きが必要になるの？

A：お客さまに行っていただく**手続きはありません**。

Q：水道料金は、どうなるの？

A：これまでと**変わりありません**。

Q：水道に関する手続き（使用開始、中止、名義人変更）の相談・問い合わせは、どこにすればいいの？

A：移転・統合後は南河内地域水道センター（☎：0721-98-5536）にお問い合わせください。

〔現在の番号から変更となります〕

水道に関する手続きは、電話や郵送による受付のほか、インターネットでの手続きが可能です。

Q：漏水を発見したときは、どこに連絡すればいいの？

A：移転・統合後に道路上で漏水を発見した場合は、
南河内地域水道センター（☎：0721-98-5536）にご連絡ください。

〔現在の番号から変更となります〕

メーター以降のご家庭内で漏水を発見した場合は、
企業団ウェブサイトに掲載する指定給水装置工事事業者へご連絡ください。



指定給水装置工事事業者は
こちらから
（企業団ウェブ）

■ 下水道について

Q：下水道の窓口はどうなるの？

A：下水道の窓口はこれまでと**変わりありません**。（河南町役場内）

■ 大阪広域水道企業団について

企業団は、市町村が共同で運営する一部事務組合（特別地方公共団体）で、給水量や構成団体数は日本最大規模の水道企業団です。

これまでに藤井寺市・泉南市・四條畷市・大阪狭山市・阪南市・豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町・太子町・河南町・千早赤阪村のご家庭などに水道水をお届けしています。